

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書 令和6年6月28日 山口県知事様 提出者 住所 山口県萩市大字椿2370 氏名 協和建設工業株式会社 代表取締役 田村伊正 電話番号 0838-22-0594 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	協和建設工業株式会社
事業場の所在地	山口県萩市大字椿2370
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	約40億円
③従業員数	125名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙管理体制図のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 建設業として排出の抑制については大変難しいところであるが、情報の収集に努め排出した物は出来るだけ再生利用の方向で考える。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類毎に混合しないよう分別し、各処理委託先へ運搬する。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後も同様に分別を実施する。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施する予定はない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特に実施する予定はない		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施の予定はない		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 再生利用が可能な廃棄物については、再生利用ができる業者へ委託をする。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き再生利用が可能な廃棄物については、再生利用ができる 業者へ委託をする		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙

産業廃棄物の一連の処理の工程

・解体工事

がれき類(アスファルト・コンクリート塊)

→ 再生処理業者へ委託し、再生砕石等の建設資材として再資源化

がれき類 → 処理業者へ委託して、中間処理後、最終処分(埋立等)

ガラス・陶磁器くず・廃石膏・木くず・廃プラスチック・金属くず

→ 処理業者へ委託し、中間処理後、再生処理業者に委託、もしくは最終処分

・建設工事

がれき類(アスファルト・コンクリート塊)

→ 再生処理業者に委託し再生砕石・再生骨材として再資源化

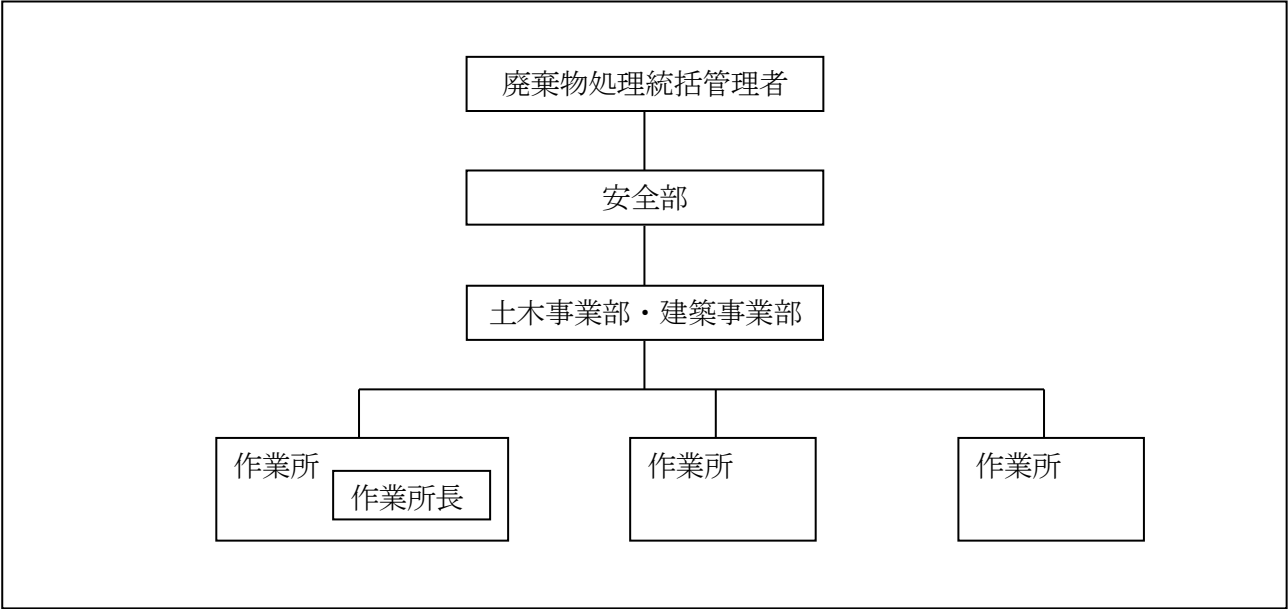
木くず → 処理業者へ委託し、中間処理後、再生処理業者に委託もしくは最終処分

汚泥・廃アルカリ → 処理業者へ委託し、中間処理後、再生処理業者に委託

廃棄物処理に関する管理体制

統括管理者		常務取締役
廃棄物担当		各作業所
役割	廃棄物処理 統括管理者	・廃棄物処理方針の策定 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	安全部	・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・社員、関連会社に対する教育、啓発
	作業所長	・廃棄物処理計画の作成 ・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ・委託契約の締結 ・産業廃棄物管理票の交付・管理 ・監督官庁への各種報告 ・その他関係する事項

廃棄物管理組織図



多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和6年度計画)

多量排出事業者 名 称	協和建設工業株式会社	所在地(市町名)	秋市	事業の種類	総合工事業
-------------	------------	----------	----	-------	-------

区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物	燃え殻																				
	汚泥																				
	廃油																				
	廃酸																				
	廃アルカリ	0.3	0.2									0.3	0.2								
	廃プラスチック類	165	160									165	160								
	紙くず	29	25									29	25								
	木くず	2,257	2,200									2,257	2,200			319	300				
	繊維くず	1	1									1	1								
	動植物性残さ																				
	動物系固形不要物																				
	ゴムくず																				
	金属くず	52	50									52	50								
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	239	200									239	200								
	紙さい																				
	がれき類	22,870	3,000									22,870	3,000			20,931	2,800				
	動物のふん尿																				
	動物の死体																				
	ばいじん																				
	13号廃棄物																				
計 (A)		25,613	5,636	0	0	0	0	0	0	0	0	25,613	5,636	0	0	21,250	3,100	0	0	0	0